



特定非営利活動法人 無国籍ネットワーク

Stateless Network

**「無国籍」を
知ってください**

無国籍ってなに？



無国籍者 = 国籍を持たない人、
どの国からも国民と認められていない人

無国籍者は、読んで字のごとく国籍を持たない人、どの国からも国民と認められていない人をさします。世界には、1,200万人いると言われています。(UNHCR・2011年統計)

国籍は人と国家を法的に結ぶものです。人は通常生まれた時点で、出生地または親の国籍を取得します。

しかし、国籍法の抵触や法の不備により、どこの国の国籍も取得できない人もいれば、国籍を持っていた人が国籍を失うこともあります。多くは、自らの落ち度ではない理由で無国籍者となります。

国籍を持っているはず、または得られるはずであっても、それを証明することができないために、国民としての権利を享受できない人もいます。



日本にも、無国籍の人がいます。
彼・彼女らに対する十分な理解がなく、サポートや制度もありません。

また、国連には、
①無国籍者の地位に関する条約
②無国籍の削減に関する条約
がありますが、
日本はこれらの条約に加入していません。

どうして無国籍になってしまったの？



CASE 1 病院に置き去りにされた赤ちゃん



外国人らしき女性がある病院で出産。お父さんは不明。こどもが生まれたあとに、お母さんは病院から失踪してしまいました…。赤ちゃんの身分は証明するものがなにもなく、どの国からも国籍を与えていません。

CASE 2 帰化申請途中のトラブル

A国籍のマイケルさんは、今年で日本在住15年。日本への帰化を準備しています。マイケルさんは申請直前にA国籍を放棄しなければなりませんでしたが、その後、帰化が不許可に。A国籍の回復も困難であり、マイケルさんは無国籍となりました。



CASE 3 国家崩壊時の国籍喪失



ホーさんはC国の少数民族。紛争後、C国は崩壊し、新しい国家が成立しました。ホーさんの民族は、その国の新しい国籍法のもとでは、国民として認められず、無国籍になってしまいました。

無国籍だとどんな問題があるの？



日本に住む外国人(中長期滞在者)の多くは、「在留カード」を持っています。

無国籍者の中には、実効性のない国籍が記載されている人もいます。国籍の認定があいまいで、それによって様々な問題に直面します。

※在留カードは、日本の法務省が発行する身分証です。実際の国籍を証明しているとは限りません。

公的書類が手に入らない...!?

フェイさんはE国からの元難民の二世で現在26歳です。



日本人の男性と結婚することに。区役所に婚姻届を提出するため、本国のパスポートを取得しに、E国大使館に行きました。



E国大使館

あなたにはパスポートを発行できません。

E国での出生届も提出されていないし、E国政府発行の国籍証明がないので、あなたにパスポートは出せません。



在留カードには「E国」とあるのに!?

フェイさんはE国大使館では、E国民ではないとして、パスポートを得られませんでした。

国に帰れない...!?



B国からやって来たヘムさん。

10年後...



日本でビザ(在留資格)を失い、ヘムさんは退去強制手続きによって、B国に送還されることになりました。



しかし、入国管理局がB国に問い合わせると、B国は「ヘムさんはB国民ではないので、パスポートは出せません」と言いました。ヘムさんはB国に帰ることもできず、収容が長期化することもあります。

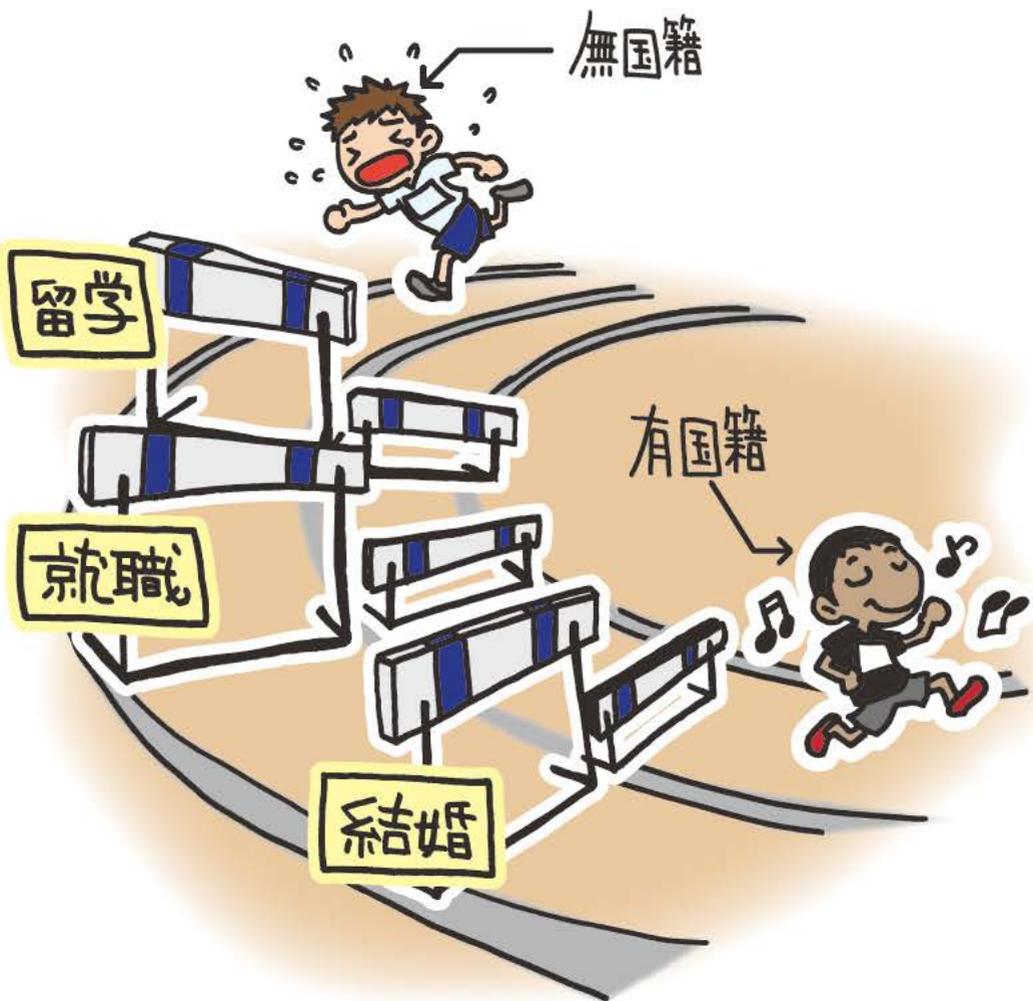


身分証を持っているけど、実は正しくない...?





「無国籍」だと様々な困難に遭遇します



李さんの場合…

私が無国籍であったとき、生活する上でいろいろな障壁がありました。例えば、預金口座を作るとき「無国籍」である私の身分証明書を見て、口座開設に難色を示した銀行がありました。また、海外渡航の際もビザや入国許可を取るために、多くの書類を用意せねばならず、海外渡航の障壁になっていました。実は、母の最期に会いに行くこともできませんでした。本当に悲しかったです。

解決にむけて…

提案1

現在、日本には無国籍者を把握するための制度がありません。そのため、身分証の国籍欄にも正確な記載がされていません。誰が無国籍であるのかを明確にしなければ、解決策を講ずることもできません。

無国籍の認定と救済システムを作りましょう！



提案2

日本の国籍法2条3号によれば、両親がともに知れず又は国籍がなく、日本で生まれた子どもは、日本国籍となります。しかし、このような無国籍を防止する法も、実際にはあまり活用されていないのが事実です。

ぼくに国籍をくだちやい！



提案3

無国籍への無知、無理解から、様々な差別が発生しています。国籍の有無を問わず、誰もが人として尊重され、生きる権利を守られる社会であるべきです。

条約加入で無国籍者の保護がより強くなります。





無国籍ネットワークとは

無国籍ネットワークは、無国籍者を支援する団体です。無国籍の方に寄り添い、彼・彼女らの悩みを真摯に受け止め、国籍の有無で差別されないことがない社会を築きたいという思いから、2009年1月に発足しました。

無国籍者も様々で、中には在留資格も持たずに生きる人たちがいます。彼・彼女らの悩みは深刻です。かつて住んでいた国に帰ることもできず、日本での生活も制限されています。

無国籍ネットワークは、この問題を国内外に発信し、無国籍であっても住みやすい社会の構築を目指し活動しています。



あなたにできることがあります。

無国籍ネットワークの会員になる

正会員：10,000円／5,000円
賛助会員：2,000円

ボランティアとして参加する



通訳・翻訳・イベント企画・資金調達・団体の運営など

寄付をする

皆様からのご寄付は、無国籍者の支援に有効に使わせていただきます。

振込先 三井住友銀行 戸塚(トツカ)支店(店番791)
普通7279958 特定非営利活動法人 無国籍ネットワーク

特定非営利活動法人 無国籍ネットワーク事務局 (とつか法律事務所気付)

<http://www.stateless-network.com>

〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町121-7 オセアン戸塚町ビル3階

FAX 045-869-0718 MAIL officer@stateless-network.com



「無国籍」を知ってください 発行日 2012年12月6日

発行・編集・監修:特定非営利活動法人 無国籍ネットワーク 協力:国連難民高等弁務官事務所 イラスト・デザイン:歌